

中高層建築物制度フロー

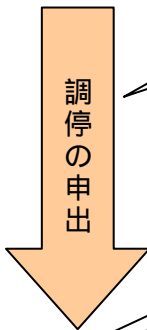
< あっせんと調停制度編 >

< 職員によるあっせん >
自主的な解決が原則
和解の仲介
適切な助言や情報提供
解決策は提示しない
(第10条)

原則として、紛争当事者双方からの申出があったとき。
紛争当事者の一方からの申出があった場合で、相当な理由があると認められるとき。
「相当な理由」とは、居住環境に重大な影響を及ぼすおそれのあるとき、又は建築主に重大な過失が認められるとき。

< あっせんの打ち切り >
解決の見込みがないとき。
(第11条)

原則として、紛争当事者の双方から申出があったとき。
紛争当事者の一方からの申出があった場合で、相当な理由があると認められるときには、市長は他方に調停に付するよう勧告ができる。
「相当な理由」とは、申出内容が社会通念上、受任すべき限度を超えていると求められるとき。(第13条)



< 工事着手の延期等の要請 >
市長は、紛争の調停のため必要があると認めるときは、建築主に対して相当の期間を定めて工事着手の延期又は工事の停止を要請する。
「相当の期間」とは、約1か月程度を予定
(第14条)

< 調停委員会による調停 >
自主的な解決が原則
主張の確認と歩み寄りを促す。
< 調停案の受諾の勧告 >
調停案を提示し、説得する。
(第15条)

< 調停委員会 >
地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関
委員5人以内で組織し、任期は2年
委員は、法律、建築又は居住環境の分野に関し学識経験を有する者
(第12条)
会議は非公開(第17条)

< 調停の打ち切り >
合意の見込みがないとき。
調停案の受諾勧告に対し、指定期限までに受諾の申出がないとき。
(第16条)